

令和 4 年 5 月 18 日現在

機関番号：17601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K22075

研究課題名（和文）民主的経済に関する規範的政治理論 企業権力の正統性と統御可能性を中心に

研究課題名（英文）A Normative Political Theory of the Democratic Economy: Legitimacy and Controllability of Corporate Power

研究代表者

松尾 隆佑 (Matsuo, Ryusuke)

宮崎大学・キャリアマネジメント推進機構・講師

研究者番号：20873326

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、企業権力が正統化される条件を明らかにするため、規範的政治理論における職場デモクラシー論や財産所有デモクラシー論を検討した。その成果として、第一に、株主と労働者に限られない多様なステークホルダーの参加と熟議に基づく民主的企業統治の構想を擁護することができた。第二に、富と権力の拡散を通じてステークホルダーによる企業のコントロールを容易にする政治経済体制として財産所有デモクラシーを再解釈することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで希少であった企業の政治学的研究として先端的な成果を示しており、「企業の政治理論」という新たな研究テーマの確立を促している。また、経済格差の拡大をもたらしてきたビジネス主体の権力に注目する経済学の議論や、ガバナンスに参与する企業の公共的な性格を強調する経営学の議論などを、政治学と接続する役割も果たしている。グローバル資本主義の下で一部の企業が国家に比肩する影響力を持つようになった現代において、本研究が示した民主的企業統治の構想は、社会内の公論にも資するはずである。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined the normative political theories of workplace democracy and property-owning democracy in order to clarify the conditions under which corporate power can be legitimate. As a result, first, I defended the idea of democratic corporate governance based on the participation and deliberation of various stakeholders, not limited to shareholders and workers. Second, I reinterpreted property-owning democracy as a political and economic system that facilitates stakeholder control of corporations through the diffusion of wealth and power.

研究分野：政治理論

キーワード：政治理論 資本主義 企業権力 コーポレート・ガバナンス 経済デモクラシー 職場デモクラシー
財産所有デモクラシー ステークホルダー・デモクラシー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

先進資本主義諸国におけるポピュリズムの隆盛は、経済格差の拡大と中間層の没落から生じた有権者の不満と結びついており、経済システムの民主的な統御が失敗していることの結果だと見なせる。日本を含む多くの国々で過去数十年間にわたって累進税率および法人税率が引き下げられてきた事実から明らかなように、富の偏在は政治の所産であり、資本主義の宿命ではない。民主政治の適正な機能を通じて経済システムを統御できる余地が十分に確保されるならば、経済的不平等を抑制し、社会の分断を防ぎ、政治的安定をもたらすことは可能だろう。

しかし現実には、グローバルな市場経済を介した相互依存の深まりとともに主権国家の機能は相対的に低下し、私企業の政治的・社会的影響力が強まっている。それゆえ、各国政府を通じて経済システムの統御を図ることは困難を増した。さらに企業は今や、国内政治を舞台としてロビイングに従事するだけでなく、ローカルな公共サービスを供給する役割を務めたり、気候変動や情報通信技術規制などの国境横断的な課題に対処するガバナンス(共同規制・民間規制)に貢献する「私的権威」として活動したりするなど、統治の一端を担うようになっている。企業の政治的重要性は、これまでになく高まっているのである。そこで本研究は、市民による経済システムの統御を求める観点から、現代の私企業が行使しうる事実上の政治的・公共的権力に正統性を調達するために必要とされる条件を問うた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ますます強大化している企業の権力に民主的正統性を備えさせる方策を示すべく、市民が企業権力を統御するために利用可能な諸手段を明らかにすることである。すなわち、企業の意思決定から影響を受ける組織内外のステークホルダー(利害関係主体)が当の決定過程に影響力を行使しうる制度的条件を、規範的なデモクラシー理論の知見、とりわけ共和主義的な職場デモクラシー論とジョン・ロールズ以降の財産所有デモクラシー論に基づきつつ検討・提示しようとする。

3. 研究の方法

本研究では、(1)職場デモクラシー論の成果と限界を整理し、企業権力を民主的に正統化しうる企業統治の姿を描き出す作業に取り組んだ。また、(2)財産所有デモクラシーの意義を明確化し、あるべき施策を明らかにする作業に従事した。このほか、(3)企業が持ちうる多面的な権力とその正統性に関する諸学説の検討や、(4)「政治的 CSR」と呼ばれる企業の準政府的機能を民主的に正統化する方策の検討も進めてきた。

なお、研究の実施にあたっては、企業を主題とする本研究が政治学・政治理論において持ちうる意義を明確にするため、関連の研究を行う研究者との継続的な議論を重視した。このため、比較政治学や政治社会学など近隣分野の研究者の協力を得て2021年3月に「非国家的政治研究会」を発足させ、定期的な研究会活動を実施してきた。

4. 研究成果

(1)職場デモクラシーをめぐるのは、労使に限らない多様なステークホルダーを民主的企業統治の主体と見なす「ステークホルダー・デモクラシー」の構想が擁護可能であると明らかにした。近年の職場デモクラシー論では、他者による支配の不在としての自由を追求する共和主義の立場から、賃金労働に伴う支配・服従関係を是正するために労働者の経営参加を求める主張が有力になっている。共和主義は、経営上の意思決定に関する発言権を労働者に認めることで企業の権威にアカウンタビリティを確保しない限り、使用者の恣意的な権限行使によって労働者が支配されることは避けられないとする。このため市民の自己統治を実現するためには、国家だけでなく企業も民主的にコントロールされる必要がある。こうした先行研究から導かれる制度案は、たとえばドイツ型の労使共同決定制である。

しかしながら、決定の影響を受ける者が決定過程に包摂されるべきであるとの「被影響利害原理」に照らして見るならば、労働者に対する支配のみを問題にする共和主義の主張は、なお不徹底である。企業活動による影響が消費者や地域コミュニティなど組織の外部にも及ぶことを考慮すれば、民主的企業統治は、労働者以外のステークホルダーに対してもアカウンタブルであること、多元的利害の調整を果たしうることを条件に構想する必要がある。すなわち、多様なステークホルダーの利害関心を反映するため、労使代表だけでなく消費者・債権者・地域代表・公益代表などの主要なステークホルダーを交えた「ステークホルダー役員会」の設置を企業に義務づけ、経営政策の形成過程を統制させることが望ましい。このような構想をまとめた論文「民主的企業統治の擁護 共和主義的諸構想からステークホルダー・デモクラシーへ」は、『法と哲学』7号(2021年6月)に掲載された。

(2)雇用形態にかかわらず経済的支配に対抗しうる自律の条件を市民にもたらしめるためには、企業の民主化だけでは不十分であり、経済全般の民主化構想が必要とされる。そこで本研究は、

市民を構造的支配にさらず経済格差を問題視する共和主義の議論を踏まえ、財産所有デモクラシーを民主的な政治経済体制の構想として捉え直した。ジョン・ロールズが再提起した財産所有デモクラシーは、所有の分散によって機会の平等を保障するとともに、富の偏在を防ぐことにより政治権力の集中も生まない点に特徴がある。歴史的に見れば財産所有デモクラシーの理念は左右双方の多様な解釈に開かれているが、共和主義の観点から擁護することにより、資本主義か社会主義かのラベルにかかわらず経済の民主的コントロールに資する政治経済体制として位置づけることが可能になる。

所有の分散を実現するためには、従来の福祉国家に見られる事後的な再分配だけでなく、課税前の経済格差を是正する「当初分配」が不可欠である。その諸施策も、経済的な下限と上限の確立を求める共和主義に基づいて再解釈することで、従来の想定よりも豊かなメニューを備えることになるだろう。具体的には、教育への公的支出の拡充と相続税強化による格差再生産の抑止、最低賃金を通じた課税前所得の引き上げと最高賃金による所得格差の縮小、ベーシック・インカムに基づく所得の事前保障とベーシック・キャピタルを用いた資産形成の公的支援などが考えられる。これらは単に経済格差を是正するだけでなく、労働者の経営者に対する発言力を強化したり、市民が倫理的消費や責任ある投資に参加して企業に働きかける際の資源を増大させたりする点で、企業権力の統御に資する意義も大きい。こうした検討の成果は、「経済デモクラシー再考 共和主義・財産所有・当初分配」と題して2021年5月の政治思想学会で報告した。また、加筆修正を施して『法学志林』120巻1号(2022年7月)に寄稿する予定である。

(3) このほか関連の作業として、企業と国家の異同を整理しつつ、企業が持ちうる諸権力とその正統性に関する諸学説の検討を進めた。企業は少なくとも20世紀半ばから「私的政府」と呼ばれることがあり、国家に準ずる政治的組織の一つと見なされてきた。企業が直面する効率性の要請を重視して民主化を求めない学説も見られるが、市場競争を前提とした効率性の追求が市民の権利に基づく民主化の要請より優先されるべき理由は明らかと言えない。確かに企業は国家と異なる条件下で活動するものの、その権威に服する人びとから正統性を調達しなければならぬ点は国家と共通しており、民主化の要請を棄却することは難しいと考えられる。こうした成果の一部は書評論文「企業の政治理論はいかにして可能か」にまとめ、『政治思想学会会報』52号(2021年7月)に寄稿した。

(4) 同じく関連の作業として、企業の準政府的機能を民主的に正統化する方策の検討も進めた。現代のグローバル・ガバナンスにおいては非国家主体の役割が拡大しており、規制が不十分な分野で民間の基準が各国政府や国際機関の役割を補完・代替する機能を果たしたり、気候ガバナンスやインターネット・ガバナンスのプロセスで企業やNGOが政策形成に影響力を持ったりすることで、「私的権威」が台頭していると見なされている。経営倫理学では、準政府的な機能を持つ企業の活動は単なるCSR(社会的責任)を超えた政治的活動の一種であるとの理解に基づき、これを「政治的CSR」と呼ぶ。だが、企業が組織外部でも国家に準ずる権威を行使するのであれば、国家のような民主的諸制度を備えていない企業には、ますます深刻な正統性の欠損を見出さなければならない。したがって、政治的CSRを行う企業の権威は多様なステークホルダーを包摂した熟議に基づいて民主的に正統化されるべきだろう。以上の検討成果は、論文「グローバル・ガバナンスにおける非国家主体の正統性と政治的CSR」にまとめ、2022年に刊行予定の山崎望編『民主主義に未来はあるのか』(法政大学出版局)に寄稿した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松尾 隆佑	4. 巻 7
2. 論文標題 民主的企業統治の擁護 共和主義的諸構想からステークホルダー・デモクラシーへ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 145～171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾 隆佑	4. 巻 52
2. 論文標題 企業の政治理論はいかにして可能か Abraham A. Singer, The Form of the Firm: A Normative Political Theory of the Corporationを読む	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 政治思想学会会報	6. 最初と最後の頁 1～3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾 隆佑	4. 巻 120
2. 論文標題 経済デモクラシー再考 共和主義・財産所有・当初分配	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松尾 隆佑
2. 発表標題 経済デモクラシー再考 共和主義・財産所有・当初分配
3. 学会等名 政治思想学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山崎 望、早川 誠、森 政稔、小川 有美、松尾 隆佑、内田 智、板橋 拓己、大竹 弘二、山本 圭、富永 京子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 -
3. 書名 民主主義に未来はあるのか（分担執筆：第4章「グローバル・ガバナンスにおける非国家主体の正統性と政治的CSR」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------